

学生教育研究災害傷害保険 (略称「学研災」)

学生教育研究災害傷害保険（全員加入済）

聖学院大学では、学生が正課中、課外活動中、行事及び通学中の事故により傷害等を受けた場合に対する保険として、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」への加入を義務付けています。この保険は、財団法人日本国際教育支援協会が契約者となり、東京海上日動を幹事会社とするいくつかの損保会社の共同保険契約です。本学では学生厚生サービスの一環として、下記のような場合に起きた事故により、傷害を被った場合、下記見舞金が支払われることがあります。全学生（正規）が対象になっています。

※新型コロナウイルスの罹患は補償の対象外です。

※オンライン授業は「学校の正課という位置づけであれば補償対象となります。ただし、ログ記録を残したり、配信時間を指定するなど、オンライン授業が学校の管理下であることが証明できる場合に限りです。」（公益財団法人日本国際教育支援協会 HP 抜粋）

- 01. 正課中、又は学校行事に参加している間に発生した急激かつ偶然の事故により身体に被った傷害。
- 02. 上記 01.以外で学校施設にいる間、学校施設内での課外活動中、学校施設外で学校に届出報告のある課外活動中に被った傷害。

	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中、学校行事中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が1日から対象となります。)	治療日数 1日～3日	3,000円	入院1日につき4,000円 (注) 入院加算金は、医療保険金の支払いの有無に関係なく入院1日目から支払われます。
通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が4日以上の場合が対象となります。)	治療日数 4日～6日	6,000円	
	治療日数 7日～13日	15,000円	
上記以外で学校施設内にいる間・学校施設外での課外活動(クラブ活動)中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が14日以上の場合が対象となります。)	治療日数 14日～29日	30,000円	
	治療日数 30日～59日	50,000円	
	治療日数 60日～89日	80,000円	
	治療日数 90日～119日	110,000円	
	治療日数 120日～149日	140,000円	
	治療日数 150日～179日	170,000円	
	治療日数 180日～269日	200,000円	
治療日数 270日～	300,000円		

通学中等傷害危険担保特約（全員加入済）

学生の住居と学校施設等との間の往復中又は、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

学研災付帯賠償責任保険（任意加入）

国内外において、学生が、正課、学校行事、ボランティア、クラブ等での課外活動およびその往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

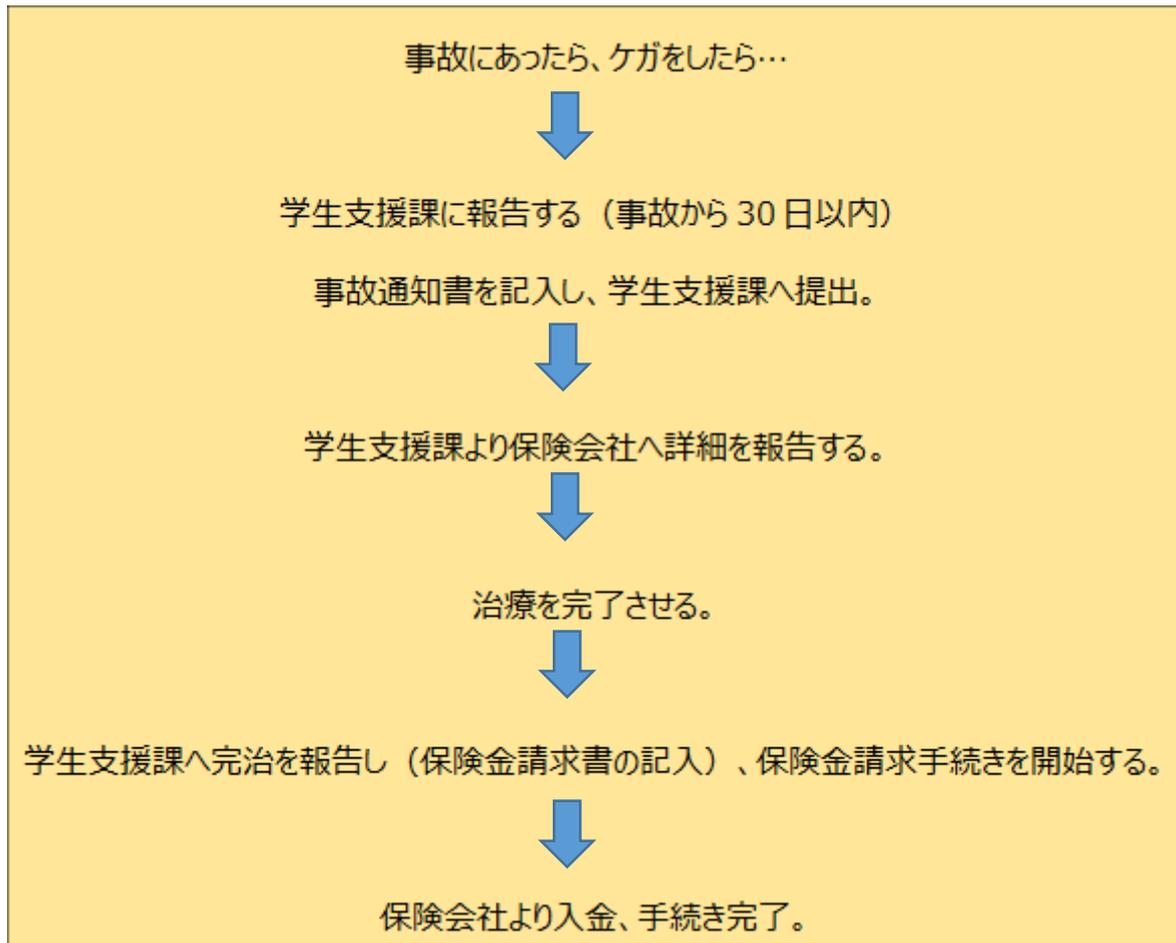
インターンシップ（在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験）、介護体験活動「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づいて、小学校および中学校の教諭の普通免許取得希望学生が介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動を行う場合、同保険に加入することができます。

※詳細につきましては、学生支援課（8号館1階）にお問い合わせください。

事故の通知と保険金の請求

事故によって傷害を被った場合や相手に存在を与えた場合、まずは学生支援課に報告してください。保険金が支払われるには、学研災の場合は事故の日から30日以内に、学研賠の場合は、速やかに保険会社への通知が必要となります。次に、以下、財団法人日本国際教育協会のホームページ上の事故通知システムにて、詳細の報告が必要となります。その後、治療が完了した時点で、保険金の請求手続きがスタートします。

ともかく事故にあったり、ケガをしたら、速やかに学生支援課に御相談ください。



※事故通知書、保険金請求書は本人記入・捺印が必要のため、学生支援課より配布します。

※非正規学生は任意加入となります、加入手続きについては学生支援課へお問い合わせください。

＜学研災に関するお問い合わせ＞
聖学院大学 学生支援課
Tel.048-780-1802（9：00～17:00）